

災害は突然起こります。
いざというとき、飼い主とペットが
ともに安全でいられるためには、
日頃からの心構えと備えが大切です。

基本方針

1 「在宅避難」が基本

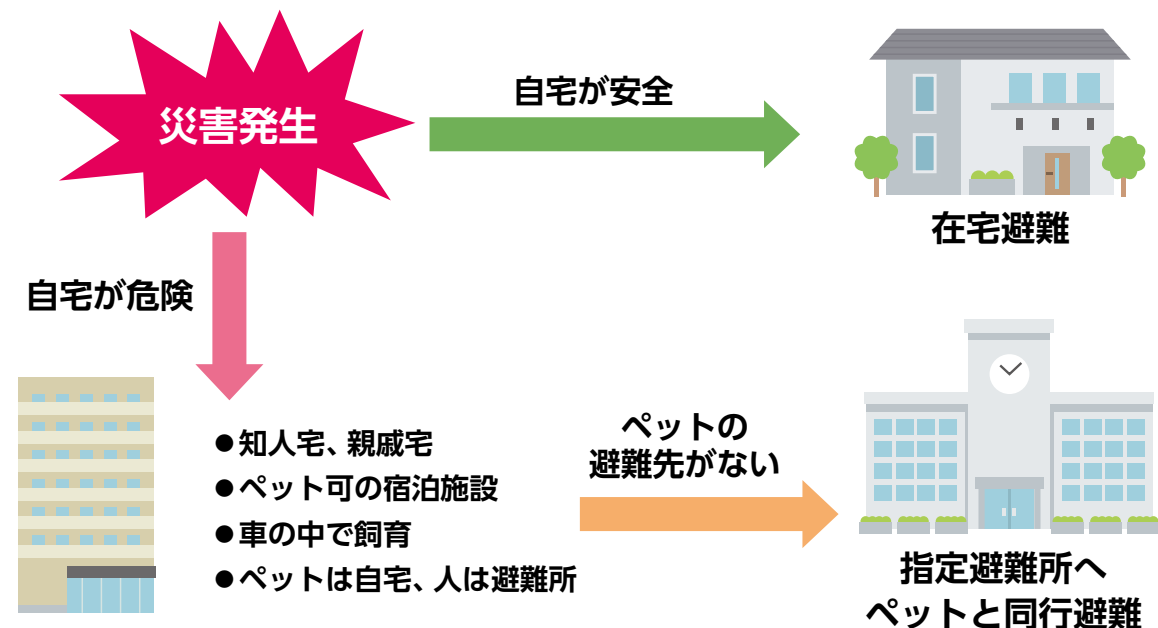
災害時に自宅でペットとの生活が継続できるよう、ペット用の食料備蓄、健康管理やしつけなど、災害時に必要となる備えについて、日頃から取り組んでいきましょう。

2 避難先・避難方法の判断

自宅で過ごすことに危険があり、在宅避難が困難な場合があります。また、避難所の生活は人もペットもストレスを受けざるを得ません。一時預け先での飼育、親戚にペットを一時的に預ける、ペットを車の中で飼育するなど、避難先・避難方法の検討・準備をしてください。

3 やむなく指定避難所に「同行避難」

- 火災や建物被害など、自宅で過ごすことに危険があり、ペットの預け先がない場合は、ペットを連れて指定避難所へ避難してください。
- 避難所では人の生活が優先され、人とペットの避難スペースは分けて設置されるため、一緒に過ごすことはできません。



1 平时に飼い主が備えておくこと

1 住まいや飼育場所の防災対策

飼い主とペットの安全確保のために、住まいや飼育場所の防災対策をしましょう。



2 ペットのしつけと健康管理

ペットのしつけは災害時に急にできるものではありません。災害時に備えて日ごろからしつけを行いましょう。

避難所では、お互いに気持ちよく過ごせるようにマナーを守りましょう。他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにもつながります。

① 人や他の動物を怖がらない

➡ 人や他の動物とのコミュニケーションの機会をつくりましょう。

② ケージに嫌がらずに入る

➡ ケージに慣れさせるトレーニングをしましょう。

③ トイレは決められたところをする

➡ 自宅でトイレのしつけを根気よくしましょう。

④ むだ吠えをさせない

➡ 飼い主の指示を守るように根気よくしつけをしましょう。

※ しつけでお困りの際は、専門家による対処が必要な場合もありますので、獣医師やドッグトレーナーなどに相談しましょう。

⑤ 狂犬病予防接種(義務)に加え、各種ワクチンを接種する

⑥ 犬フィラリアやノミ・ダニなどの寄生虫を予防、駆除する

⑦ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ



3 迷子を防止するために

突然の災害でペットが驚いて逃げてしまったり、飼い主不在の時に災害が発生するなど、飼い主とペットが離れ離れになることも想定されます。

ペットが飼い主の元に戻れるように、首輪に鑑札や名札など身元がわかるものをつけておきましょう。また、マイクロチップは、一度装着すれば半永久的に識別が可能であり、名札のように首輪から外れる心配も少ないなどの点で有効な方法です。



犬の場合

- 首輪 ●鑑札orマイクロチップ ●狂犬病予防注射済票
- 迷子札(飼い主の氏名・連絡先等を記す) など

※鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は災害の発生にかかわらず、狂犬病予防法で飼い主の義務になっています。



猫の場合

- 首輪 ●迷子札
- マイクロチップ など

その他(小動物)の場合

- 足環 ●耳環
- マイクロチップ など

※マイクロチップ(直径2mm、長さ12mm程度)は、犬・猫の場合、獣医師が専用の注射器を使って首の後ろの皮下に挿入します。各マイクロチップには、15桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダーで読み取ることで、データベースに登録されている飼い主情報と照合することができます。リーダーは東京都動物愛護相談センター、保健所、動物病院に配備されています。

4 ペットのための防災用品

発災後しばらくは、人も動物も必要な物資が入手しにくくなります。また、避難所では人に対する備蓄物品は準備していますが、ペット用の備蓄品はありません。ペットに対する備えは基本的には飼い主が準備することになります。

ペットのための防災用品として、以下のものを用意しておきましょう。



- ペットのエサと水(最低5日分、できれば7日以上)と容器



- ペットのトイレ用品(簡易トイレ、ペットシート、新聞、ビニール袋など)



- ペットの常備薬



- ペットケージ、引き綱(リード)

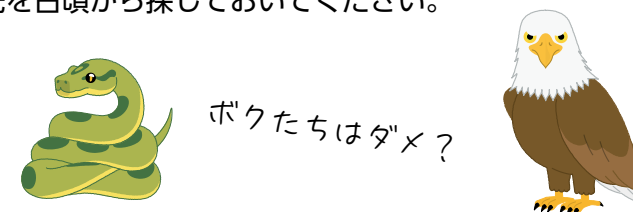


- ペットの写真や健康状況などの記録(愛犬手帳など)



5 その他の備え

- ①避難所で受け入れるペットは、原則として、犬・猫などの小動物(避難者に危険を及ぼさない動物で、ケージやキャリー等に入るもの)です。受入れ困難なペットの飼い主のみなさまは、ペットの受入れ先を日頃から探しておいてください。



- ②日頃から近隣住民の方々とコミュニケーションや飼育マナーに気を配ることで、万が一の時でもお互いに助け合う気持ちが持てるようになります。

2 指定避難所へのペット同行避難



災害発生時に備え、避難所におけるペット同行避難のイメージを持っていただくことが大切です。ここでは、避難所におけるペット同行避難の標準的な内容をまとめました。

各指定避難所では災害の規模や状況に応じて、区災害対策本部と避難所運営組織などが調整を図りながら、開設や運営管理が行われます。ここに記載した指定避難所における標準的なペット同行避難は、首都直下地震などの大規模災害が発生した場合を想定しています。

ペットの「同行避難」と「同伴避難」

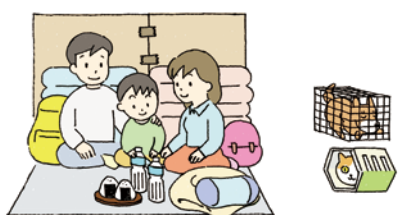
同行避難とは

飼い主がペットと一緒に避難所へ避難する「避難行動」です。



【参考】同伴避難とは

飼い主が飼育しているペットを避難所などで飼育管理する「避難所等での避難生活」の状態です。



※ペットの滞在スペース（飼育場所）については7ページをご覧ください。

標準的なペット同行避難のルール

区で作成している指定避難所を対象とした「避難所運営マニュアル（標準版、解説版）」には、ペット同行者への対応として以下の内容があります。

ルール1

ペットの受け入れ

受け入れるペットの範囲

- 原則として、犬・猫等の小動物（避難所に危険を及ぼさない動物等）です。同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大切です。特に、大型の動物、危険な動物、特殊な動物、専用の飼育設備が必要な動物をペットとして飼育している人は、災害が発生してから一時預け先をさがすことが非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。

ペット受入れの条件

- 飼い主がケージやキャリー等を持参します。
- ペットの飼育・管理は飼い主が自主管理します。
- 避難者の滞在スペースとペットの滞在スペース（飼育場所）は完全に分離し、ペットはケージ内・繋ぎとめにより飼育します。

各指定避難所（区立小・中学校等）の開設や運営管理方法は、避難所ごとの避難所運営委員会で平時から協議して、決定しています。区では、指定避難所の開設・運営・管理の基本的な手順、注意事項等をまとめた「避難所運営マニュアル（標準版）」を作成し、これを参考にしながら各避難所運営委員会で協議していただき、地域や学校の実情にあったマニュアルの作成をお願いしています。

ルール2

登録簿への記入

- 「避難所ペット登録カード」に必要事項を記入し、避難所運営本部に提出します。なお、飼犬の登録を行っている場合は、「避難所ペット登録カード」にマイクロチップ番号もしくは鑑札番号を記入します。
- ペットを入れたケージやキャリーに番号を付けて管理します。

ルール3

飼い主グループの設置

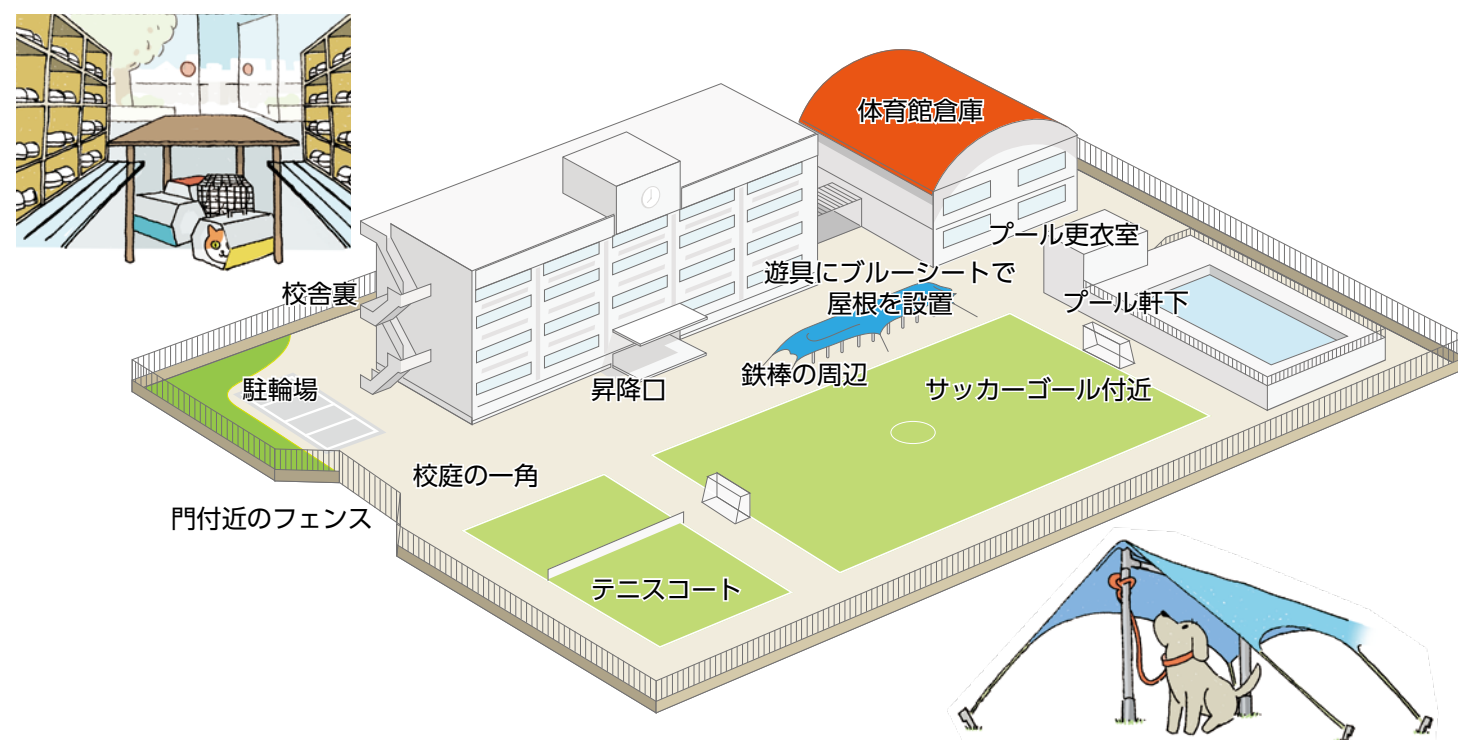
- ペットの飼育は飼い主のグループが共同して行います。（エサの調達も飼い主が行います。）
- 飼い主のグループは、飼育場所や周辺の清掃を定期的に行います。
- 避難所運営本部とのペットに関する要望・相談の窓口として、飼い主のグループの代表者を事前に決めておきます。
- 飼い主のグループは、避難所内の飼育ルールを避難所に掲示するなど、ルールの周知徹底をします。

ルール4

ペットの滞在スペース（飼育場所）

- 校庭の場合は鉄棒や鉄柱のある場所を選び、支柱につなぎとめたり、風雨をしのぐためブルーシート等を使用して雨よけを作ります。
- ペットの滞在スペース（飼育場所）は、鳴き声等が届かないよう極力、避難者の避難生活を送る場所から離れた場所にします。
- ペットの飼育に必要なケージやエサは、飼い主が用意します。
- ペット用トイレの場所は避難所運営本部が指定します。
- 季節の気温や天候によっては、温度管理の工夫が必要です。

●避難所でのペット滞在スペース例（注：避難所により異なります）



3 被災した動物の救護活動



災害発生時に飼っている動物が被災し、負傷することも想定されます。このため、区は平成17年3月に東京都獣医師会世田谷支部と災害時の動物救護活動について協定を結び、協力して被災動物の救護活動などにあたることとなっています。

1 被災した動物の応急手当

- ①東京都獣医師会(世田谷支部)に所属する動物病院が救護所になります。(基本的には各避難所に救護所を設けません)
- ②被災した動物の応急手当が必要になった時は、最寄りの東京都獣医師会世田谷支部に所属する動物病院での応急手当が受けられます。飼い主不明動物も負傷していたら受入可能です。
- ③診療費は原則飼い主負担です。

東京都獣医師会世田谷支部 ➡
<https://setagaya.vets.tokyo/>



2 その他の協力内容

被災した動物の保護管理、被災した動物に関する情報提供、動物飼育等の活動の助言などについても区と協力して救護活動が行われます。

※今後、区は関係団体などとの協力について協議を進め、災害に備えてまいります。

問い合わせ先

	所 属	電 話	FAX
災害対策全般について	危機管理部災害対策課	5432-2262	5432-3014
各避難所について	世田谷総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	5432-2831	5432-3032
	北沢総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	5478-8028	5478-8004
	玉川総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3702-1603	3702-0942
	砧総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3482-2169	3482-1655
	烏山総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	3326-9249	3326-1050
ペットの防災について	世田谷保健所 生活保健課 生活保健	5432-2908	5432-3054



← 災害、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編> 環境省
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3009a.html

災害時のペット避難について(世田谷区HP) ➡
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02245/721.html>



世田谷区の指定避難所等一覧(世田谷区HP) ➡
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/5455.html>



ペットのための防災対策 ～ペットの飼い主のみなさんへ～

発行日：令和7年3月発行

編集・発行 世田谷区世田谷保健所生活保健課・危機管理部災害対策課
東京都獣医師会世田谷支部

協 力 特定非営利活動法人アナイス